

# 長野県森林審議会（保全部会）傍聴要領

令和2年6月9日

## 1 傍聴の手続き

- (1) 長野県森林審議会（保全部会）の傍聴を希望する者は、会場受付で氏名及び住所等を記入の上、会議の開始までに所定の場所に着席してください。
- (2) 傍聴希望者が傍聴席の数を超えた場合は、先着順により傍聴者を決定します。

## 2 傍聴者の遵守事項

次の事項に違反した場合は、傍聴を認めない（退席等を含む）ことがあります。

- (1) 傍聴者は、静粛にしてください。発言をしたり、拍手その他の方法により賛成又は反対の意向を表明しないでください。
- (2) 傍聴者は、会議の撮影、録音等を行わないでください。
- (3) 傍聴者は、上記のほか、会議の支障となる行為をしないでください。
- (4) その他、主催者の指示に従ってください。

## 3 取材者の特例

取材目的（新聞、テレビ等の媒体を使用し、広く県民等に会議の内容を知らしめる目的であるものに限る。）での傍聴については、2の(2)の規定にかかわらず、1の(1)の手続きの際にその旨申し出た上で、所定の場所において撮影等を行うことができるものとします。